

みんなで学ぼう！ みんなで築こう！ みんなで守ろう！

みんなのための地域医療

# 地域医療基本条例について



# まずはこんなことから知ろう！

## 地域医療豆知識

Q、みなさんの近くには「病院」はありますか？

**「病院」**とは、患者さんが入院できるベッド数が



**20床以上**

ある医療機関を言います。



Q、19床以下の場合の施設をなんというでしょう？



**19床以下**の施設は**「診療所」**と言います。

診療所には、主に「〇〇医院」や「〇〇クリニック」といったものが含まれ、

一般的に「開業医さん」とか「まち医者さん」と呼ばれている方々の医療機関を言います。

# まずはこんなことから知ろう！

## 地域医療豆知識

次に「医療圏」ということについてお話しします。

医療圏には、

日常生活に密着した保健医療を提供する

一次医療圏 \* 市町村単位

健康増進・疾病予防から入院治療まで一般的な保健医療を提供する

二次医療圏 \* 複数の市町村

先進的な技術を必要とする特殊な医療に対する

三次医療圏 \* 都道府県単位

島田市の二次医療圏は、

### 志太・榛原医療圏



相互が連携して、日夜医療業務に取り組んでいます。

# まずはこんなことから知ろう！

## 地域医療豆知識



Q、志太・榛原医療圏内には、「病院」いくつあるでしょう？

A、5病院      B、8病院      C、13病院      答 C、13病院

島田市民病院、藤枝市立総合病院、焼津市立総合病院、榛原総合病院      中核病院

その他 民間病院 9病院

Q、志太・榛原医療圏内には、「診療所」はいくつあるでしょう？

A、200診療所以下      B、201～300診療所      C、301診療所以上      答 C、301診療所

Q、うち島田市内の数はいくつでしょうか？

A、50診療所以下      B、51～100診療所      C、101診療所以上      答 B、65診療所

ちなみに、島田市内の歯医者さんは**39診療所**あります。

# まずはこんなことから知ろう！

## 地域医療豆知識

Q、志太・榛原医療圏内には、入院できるベッド数はいくつあるでしょう？

A、2,000～3,000床      B、3,001～4,000床      C、4,001～5,000床

答 B、3,901床

ちなみに、島田市内には病院は市民病院しかなく、**516床**を有しています。



これらの病床は、現在は「療養病床」・「一般病床」といった分類に分かれていますが、これからは、病気やケガの状態に合わせて、「急性期病床」・「回復期病床」・「慢性期病床」といった分類になっていく方向性にあります。

# 救急医療の現場はこうだ！

## 市民病院の救急医療

市民病院では現在、年間をとおして

平日：午後5時～翌朝8時30分

土・祝・日：午前8時30分～午後5時30分 午後5時～翌朝8時30分

救急外来診療を行っています。

市民病院の救急医療チームは、A当直または日直医 1名、B当直または日直医 2名、初期研修医の副当直、副日直、看護師2～3名で構成されています。

Q、市民病院には平成28年に何人くらい救急車で運ばれてきたのでしょうか？



\* 島田市内には、6台の救急車があります。

A、1,000～2,000人

B、2,001～3,000人

C、3,001～4,000人

D、4,001人以上

答、D、4,089人

1日平均 11.2人

うち、救急医療チームが1,390人対応しています。 1日平均 3.8人

# 地域医療基本条例について

## 条例とは？

みなさんが住む市区町村・都道府県などで制定する、その場所で生活するための決まりごとです。



## なぜ島田市は、地域医療基本条例を作ったのか？

島田市は、全国の市町村の中でも十数番目、静岡県下では2番目となる地域医療に関する条例を制定しました。

制定した理由は、次のとおりです。

私たちにとって、  
生涯に渡り住み慣れた地域で安心して暮らし、  
健康で豊かな生活を送るためには、  
必要に応じて適切な医療を受けられることが重要です。  
しかし、  
生活習慣の変化や高齢化社会の進展により、  
医療需要は年々増加しており、  
その結果、  
医療機関への負担が大きく増し、  
医療機関に携わる人たちが疲弊していくといった  
社会問題が生じてきています。





## なぜ島田市は、地域医療基本条例を作ったのか？

私たちは、  
こうした問題を解決するために、  
日頃から自らの健康づくりに心掛け、  
疾病を予防していくことが大事です。  
その他にも医療機関への適切な受診を心掛け、  
医療従事者に対し感謝の気持ちを持つなどして  
信頼関係を築くよう努めることが大変重要なことです。  
さらに、  
社会全体で地域医療を支え、推進するために、  
市民・医療従事者・行政がそれぞれの役割を果たしつつ、  
相互に連携し、協働して  
取り組んでいくことが必要になってきています。



## なぜ島田市は、地域医療基本条例を作ったのか？

このようなことから、

全ての市民が将来に渡り安心して必要な地域医療の恩恵を受けることができる体制を作るとともに、

市民の健康長寿を推進するため、

地域医療基本条例を制定しました。



この背景には、国が方向性を示している

**医療 保健 福祉** などが一体となった

**地域包括ケアシステム** の構築があります。

まずは、自らの実践により、

持続性のある地域医療体制を築いていきましょう。

# 地域医療基本条例の構成

前文

目的

定義

基本理念

市民の役割

医療機関の役割

市の役割



今からお話します。

## 市民の役割 —その1—

かかりつけ医

かかりつけ歯科医

かかりつけ薬局

を持ちましょう！



かかりつけ〇〇とは、

日常的な診療や健康管理指導、医薬品の提供や服用方法などを相談できる  
お医者さんや歯医者さん、薬剤師さんのいる薬局をいいます。

かかりつけ〇〇を持ち、相互の信頼関係を築くことにより、

自分自身の健康管理がしやすくなり、安心して日常生活を送ることができます。

## 市民の役割 —その2—

# 安易な夜間や休日の診療を控えましょう！

救急医療機関の夜間や休日の診療は、  
限られたスタッフにより行われています。  
体調不良を自覚しながらも、  
「平日は都合がつかない」とか  
「昼間は病院が混んでいるから」といった  
個人的な理由のみで、夜間や休日に受診する  
のは慎みましょう。



## 市民の役割 —その3—

# 突発的なけがや病気の際の対応についての知識を身につけましょう！

突発的なけがや病気をした際のために、応急手当の方法や病気の知識を学んでおくことは初期対応の基本です。

事前に包帯の巻き方や三角巾の作り方、人工呼吸の方法やAEDについて学んで、突発的なけがや病気・事故などに備えましょう。



## 市民の役割 —その4—

検診や健康診査等を積極的に受けて、  
日頃から自分の健康管理に取り組みましょう！

市や会社などで行っている検診や健康診査は、  
自分のからだの状態を知るバロメーターです。

「検診は面倒くさい！」

「自分のからだのことを知るのは怖い」

などといった人がいますが、

検診を受け、悪いところを早く見つけるという

ことは、長生きの秘訣ばかりか、病院にかかる

と負担しなければならない医療費の抑制にもつながります。

日頃から積極的に検診（健診）を受け、自ら自己管理に心掛けましょう。



## 市民の役割 —その5—

「自らの最終段階における医療」についても前もって考え、自分の意思を家族などに伝えておきましょう！

不治で回復不能な状態になった時、  
どんな治療を受けたいのか、受けたくないのか、どんな最期を望むのか  
などの判断を余儀なくされる場合が出てきます。  
しかし、その場になってからの判断は、精神的にも不安が一杯な状態で考えなければなりません。  
そのために、近年では元気なうちに自分がそうなった場合のことを事前に考え、  
書面に記しておいたり、家族に伝えておく



**「リビング・ウィル」 (生前の意志表明)**

という考え方が広まってきています。



## 医療機関の役割

患者さんに対して適切な診療情報を提供し、  
信頼関係を築きましょう！

医療機関相互の機能の分担及び業務の連携を図り、  
地域医療体制を充実させましょう！

医療従事者の確保及び育成に努めるとともに、  
良好な労働環境を保持しましょう！

市が行う予防医療としての検診や健康診査へも  
積極的に協力し、市民の健康増進に努めてください。



## 市の役割

地域の実情に即した救急医療体制の整備に努めます！

医療従事者確保や育成をするため、  
医療機関と協力して必要な対策を講じます！

医療、保健、福祉に関係する機関等と連携し、  
地域医療体制の整備に努めます。

市民に対し受診の適正化に関する啓発を行い、  
地域医療に関する情報を提供します。



以上で「地域医療基本条例」についての説明を終わります。

「地域医療基本条例」について、また、健康についてご相談のある方は、

保健福祉センター「はなみずき」 健康づくり課

電話 **34-3282** までご連絡ください。